

「いわて青少年育成推進計画 2020」

(2020～2024)

令和2年3月

(公社) 岩手県青少年育成県民会議

目次

序	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 対象とする青少年の範囲	2
I 青少年をめぐる潮流（現状と課題）	
1 青少年を取り巻く環境	3
2 青少年をめぐる状況	3
(1) 青少年の意識と行動	3
(2) 困難を抱える子ども・若者の顕在化	5
(3) 東日本大震災津波からの復興・発展と若者の活躍	5
3 行政施策の動向等	5
4 県民会議の取組等	6
II 県民会議の役割	
1 県民会議の役割	7
2 県民会議運動推進上の課題	7
III 基本的考え方	
1 基本目標	8
2 目標達成の重要な視点	9
IV 活動方針	
1 活動の方向性	9
2 事業運営の重点	9
3 活動を支える体制の整備	10
V 活動方策	
1 活動の進め方	12
2 活動の内容	12
(1) 青少年育成支援	12
(2) 自立と社会参加促進	14
(3) 家庭づくり・健全な環境づくり	16
VI 活動体制の整備	
1 財政基盤の強化	18
2 事務局体制の強化	18
3 県等との連携の強化	19
4 事業評価の徹底	19
《参考資料》	
資料1：公益社団法人岩手県青少年育成県民会議役員名簿	20
資料2：青少年育成県民会議の今後の在り方に関するアンケート結果	21

1 計画策定の趣旨

(県民会議の活動)

- 岩手県青少年育成県民会議は、昭和 41 年 11 月、「伸びよう伸ばそう青少年」を合言葉に青少年の健全育成を目指す県民運動の推進母体として発足、平成 23 年に公益社団法人に移行し今日に至ります。
- 法人の設立目的には、国及び県の施策と相呼応して、県民総参加による運動を展開することにより、次代を担う青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年健全育成活動を通じて、地域社会に貢献することと定めています。
- これまで、県民会議では、青少年団体、青少年育成団体や 市町村民会議のほか、行政や民間企業等と幅広い分野にわたるネットワークを形成し、相互の連携・協働を図るとともに、平成 18 年度からは、県から「青少年活動交流センター」の運営を受託、青少年育成に関する様々な取組を進めてきました。

(青少年を取り巻く環境)

- しかし、現在の青少年を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の更なる進行、技術革新や情報化社会の進展など、社会全体が大きく変化しており、世代間・地域間の格差、家庭や地域の養育力や教育力の低下などが懸念されています。
- ニートとよばれる若年無業者、ひきこもり、学校不適應、障がいなどの問題を抱える青少年が顕在化するとともに、スマートフォン等情報端末の高機能化に伴う違法・有害情報への接触と犯罪被害、ネットによるいじめ、ネット依存、さらには子どもの貧困や児童虐待など様々な問題が深刻化しています。多くの青少年が厳しい環境の下に置かれていると言っても過言ではありません。
- また、本県においては、東日本大震災津波からの復興や地域づくりに当たり、その担い手となる青少年の健全育成活動の推進を図っていくためにも、家庭、学校、地域及び関係団体が更に連携を強めながら、取り組むことが求められています。

(国・県の動向等)

- 一方、近年の行政の動向に目を向けると、国においては、平成 28 年 2 月に、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を定める「子ども・若者育成支援推進大綱」が制定されています。
- 県においても平成 28 年 12 月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者自立支援地域協議会「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、県民会議も指定支援機関に位置づけられる等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援策の推進が図られています。
- こうした中、県は新しい総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」を平成 31 年 3 月に策定するとともに、本県の青少年の健全育成についての総合的指針となる、新たな「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」を取りまとめています（令和 2 年 3 月策定予定）。

(指針としての計画の策定)

- 県民会議では、青少年関係団体等との十分な連携の下、県民総参加による青少年の健全育成活動の一層の推進を図るため、そのよりどころとなる指針として、平成 27 年 3 月に「いわて青少年育成推進計画」を策定し、事業を進めてきました。
- 今般、青少年を取り巻く社会・経済環境の変化や課題、国や県の施策動向等を踏まえた見直しを行い、本計画を策定するものです。

2 計画の性格

- 本計画は、県民会議における青少年の健全育成のための基本理念と、それを実現するための推進方を示すものです。
- 青少年関係団体等が青少年の健全育成活動を進めるに当たっては、県民会議と連携のとれた事業展開がなされることを求めるものであり、県民に対しては、県民会議の青少年の健全育成に向けての目標や進むべき方向について、理解と協力を期待するものです。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としています。
- 計画の期間中においても、それまでの事業の実施状況や社会 経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 対象とする青少年の範囲

- 本計画は、おおむね30歳までの青少年を対象としますが、事業等によっては30代も対象とします。
- ※ 計画の対象範囲をおおむね30歳までとしたのは、青少年の就学期間が伸長して学生の身分や期間が場合によって30歳前後まで続くことや、一人前の経済力を持って独立することが困難な青少年の増加などの現代的な課題に対応する必要があるためです。

I 青少年をめぐる潮流（現状と課題）

1 青少年を取り巻く環境

青少年を取り巻く社会環境については、大きな流れとして次のことが挙げられます。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行（世代間、地域間の格差）

- 少子高齢社会の急激な進展に伴い、生産年齢人口の減少と高齢化が進み、国民生活への影響が懸念されるとともに、財政赤字に対する将来世代の負担、社会保障の給付と負担の世代間格差や若者世代の社会的影響力の低下など、青少年の社会的負担の増大が見込まれます。
- 本県においては、全国を上回るペースで人口減少、高齢化が進んでおり、地方から都市への若年層を中心とする人口の流出が続き、人口の地域的偏在が拡大しています。

(2) 雇用の動向と働き方の見直し（雇用環境の改善と若者の就労状況の変化等）

- 日本経済は、緩やかな回復が続き、雇用環境については、有効求人倍率が高い水準で推移し、賃金の上昇、正社員の増加が見られるなど着実に改善する中、いわゆる長時間労働の問題や、人手不足感の高まりなどから、働き方の抜本的な見直しが求められています。
- また、より能力の高い多様な人材を求め、雇用慣行の見直しや、性別や年齢など違いに捕らわれないダイバーシティ経営を推進する動きが強まっています。
- 県内の雇用は着実に改善しており、高卒者の県内就職率が上昇傾向にあるなど地元志向の高まりがうかがえます。また、若者の離職率（高卒大卒後 3 年以内離職率）に改善が見られます。一方、雇用条件や待遇面の差異により人材が県外に流出していることが課題となっています。

(3) 技術革新や情報化社会の進展（スマートフォン、SNSの普及と弊害）

- あらゆるモノをインターネットにつなげる I O T（Internet of Things）や人工知能（A I）など情報通信に関する技術革新がこれまでにない速さで進展しています。
- いつでも誰とでもつながるネット社会では、利便性が高まる一方、中高生や若者を中心にコミュニケーション行動が変化（対面から SNS へ、ことばから映像へ）するとともに、ネット依存やゲーム中毒の問題が深刻な社会現象となっています。
- スマートフォンなどが小中高校生を始め青少年に普及する中で、SNS 上で誹謗中傷などのいじめ、児童ポルノや出会い系サイトなどの違法・有害情報への接触や犯罪被害に巻き込まれる危険性が深刻化しています。

(4) 家庭・地域の変容（家庭の養育力、地域の教育力の低下）

- 核家族化が進み三世帯世帯が減少する一方、共働き世帯やひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなっています。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態があります。
- 地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子どもの健やかな成長に重要な役割を担ってきました。しかし、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域の持つ教育力、子育てにおける機能の低下が懸念されます。

2 青少年をめぐる状況

(1) 青少年の意識と行動

- 青少年の意識と行動について、「令和元年版子供・若者白書」（内閣府）や本県の「平成 30 年度青少年の健全育成に関する意識調査」（対象：中高生 500 人、その保護者 500 人及び 20 歳から 39 歳までの青年男女 1,500 人）などから、次のような現状をみることができます。

- 「親とのかかわり」について、厚生労働省の平成 26 年調査では、父母と子供たちとの 1 週間の会話時間が 10 時間に満たない者の割合が、母親で 25.2%、父親では半数に上り、その背景として特に父親の帰宅時間が遅いことがあげられています。

本県の意識調査では、父親と「話をする」と答えた中高生は 84.6%、うち「よく話をする」と答えた者が 47.3%で、前回調査（H27）から 9.3 ポイント増加しています。

- 「インターネットの利用」については、内閣府の調査（H30）によると全国でスマートフォンなどインターネット使用機器を所有している割合は小学生で約 8 割、中学生で約 9 割、高校生ではほぼ 100%となっています。

本県の意識調査では、「1 日にインターネットを利用する時間」について、2 時間以上利用している中高生の割合が 52.3%（前回 40.4%）と高くなっています。

また、友達とのコミュニケーション手段について、中高生は「会って話す」（61.6%）が最も多かったが、青年では「SNS」と回答した割合（69.9%）が最も高く、前回調査より大幅に増加（21.1 ポイント）しています。

- 「将来の夢」については、本県の意識調査では、中高生は「好きなことをしてのんびり暮らす」（45.0%）が最も多く、前回調査と比較し増加（7.5 ポイント）しており、青年では「好きなことをしてのんびり暮らす」（58.7%）「家族と幸せに暮らす」（50.8%）と回答した割合が高くなっています。また、「10 年後の社会」については、中高生及び青年ともに「今より悪くなる」が最も多く 4 割を超え、将来の社会の状況について厳しい目で見えています。
- 「地域への愛着」について、中高生、青年とも 8 割以上が「住んでいる地域が好き」「どちらかといえば好き」と回答しており、6 割以上の中高生が地域のお祭りに参加するなど、本県の青少年は地域への愛着が高く、地域活動への参加も高い傾向にあります。
- 「青少年に必要なもの」として、「青少年が気軽に立ち寄れる施設や場所」と回答する割合が最も高く、次いで「青少年の悩みを気軽に相談できる場所」となっています。

我が国と諸外国の若者の意識（コラム）

内閣府が平成 30 年度に実施した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（調査対象：日本ほか 6 か国。各国満 13 歳から 29 歳までの男女）の結果から、我が国と諸外国の若者の意識には、次のような違い、特徴が見られます。

（自己肯定感）

- ・ 日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していたり自分には長所があると思うなど、自身を肯定的に捉えている若者の割合が低い傾向にある。

（ボランティア活動や国際的な視野）

- ・ 日本の若者は、諸外国の若者と比べて、ボランティア活動に興味のある者の割合は約 3 割と低い。また、日本の若者で外国留学や外国居住を望む者は少ないが、ボランティアの経験者ほど社会参加の意識が高く、外国留学を希望する者の割合が高かった。

（社会規範）

- ・ 「社会規範」に関する意識について、日本の若者は、諸外国の若者と比べて、他人に迷惑をかけなければ何をしていても自由だと考える者の割合（そう思う・どちらかといえばそう思うが約 4 割）は低い。

（家庭における男女の役割）

- ・ 日本の若者で、「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」、「子供が小さいときは、子供の世話は母親がするべきだ」との考えに賛成する者の割合は、この考えに反対する者の割合と比べて、いずれも大幅に低く、平成 25 年度の前回調査時よりも更に低下している。

(2) 困難を抱える子ども・若者の顕在化

- 不登校、ひきこもり、若年無業者いわゆるニートなどが社会現象化し、自傷行為、自殺願望などの自己破壊的な病理現象が社会問題として深刻化するなど、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の問題が顕在化しています。
- こうした問題は、学校不適応、障がい、貧困、いじめや児童虐待などが多様かつ複雑に影響し合う状況にあり、難しい対応が求められます。
- 困難を抱える子ども・若者の自立やその家族への支援が効果的、継続的に行われるよう、関係機関が連携して取り組む必要があります。

いじめ・児童虐待等の子どもに関わる様々な問題 (コラム)

- ・ 平成 23 年に起こった滋賀県大津市の中学 2 年男子の自殺事案で改めていじめが大きな社会問題となり、それをきっかけに「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行され、様々な対策が講じられてきています。しかし、いじめの問題はとどまることを知らず、ネットいじめのようにその態様や発生空間の変容も生じています。
- ・ 本県においては、平成 26 年に滝沢市で、平成 27 年には矢巾町で同じく中学 2 年男子がいじめを一因として自殺したとみられる事案が起きており、県では、平成 29 年 9 月に「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 4 月)を改定する等いじめ防止の更なる強化を図っているところです。
- ・ 一方、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で度重なる虐待を受けていた 5 歳の女兒が死亡する痛ましい事件が起き、さらに翌(平成 31)年には千葉県野田市の小 4 女兒が死亡し両親が傷害容疑で逮捕された事件では児童相談所や学校の対応が問題視されるなど、子どもへの虐待が深刻な社会問題としてクローズアップされています。
- ・ いじめ問題を始め子どもに関わる課題は、「どこにでも、だれにでも起こり得るもの」と認識し、迅速かつ適切に対処し、子どもたちの健やかな成長を促すため、全ての大人が連携し、子どもたちのささいな変化に気づく力を高めることが重要です。そのため、社会全体で子どもたちを見守り、行政はもとより、家庭、学校、地域及び関係団体が組織的に連携・協働できる体制を構築していくことが必要です。

(3) 東日本大震災からの復興・発展と若者の活躍

- 本県では、平成 23 年の東日本大震災津波に伴い、被災地域において、多くの青少年は、慣れ親しんだ自宅や町並みが一挙に壊れ、あるいは家族もいなくなるなど、大きな被災の衝撃を体験しています。
- それから 9 年を経過した現在、各地域で復興の歩みが着実に進んでいますが、被災者の生活の安定と住環境の再建に向けた支援や被災児童等の心のケアに中長期的に取り組む必要があります。
- また、震災以降、多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動に参画し、復旧・復興に大きな力を発揮しています。
- 震災の風化が進んでいるという声も聞こえる中、震災の体験を踏まえ、青少年の未来を切り拓く力を育むとともに、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」、若者が活躍できる「環境づくり」を進めていくことが求められています。

3 行政施策の動向等

- 行政の動向に目を向けると、国では平成 27 年度に、「子ども子育て支援法」が本格的にスタートし、平成 28 年 2 月には「子ども・若者育成支援推進大綱」が制定されています。また、平成 28 年夏の参

議院選挙において、高校生を含む18歳以上の若者が参加する初の国政選挙が行われました。

- 県においても平成27年度から「いわての子どもを健やかに育む条例」が施行され、平成28年12月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者自立支援地域協議会「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援策の推進が図られています。
- この中で県民会議は同法第22条の子ども・若者指定支援機関に指定され、青少年活動交流センターの「青少年なやみ相談室」は、平成29年4月から、同法第13条の子ども・若者総合相談センターに位置づけられています。
- また、政府の提唱のもと、人口減少・少子高齢化などを背景に「働き方改革」や、いわゆる一億総活躍社会の環境づくりに向けた、様々な取組が始動しています。
- こうした中、県は「いわて県民計画（2019～2028）」を平成31年3月に策定するとともに、本県の青少年の健全育成についての総合的指針となる、新たな「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」を取りまとめています（令和2年3月決定）。

4 県民会議の取組等（前計画5年間の取組等）

- 県民会議では、平成27年3月に「次代を担う青少年の健やかな成長と社会的自立の達成」を基本目標とした「いわて青少年育成推進計画」を5年計画で策定しました。
- この計画は、具体的な方策として、公益社団法人認可を受けた事業体系である ①青少年育成支援、②自立と社会参加推進、③家庭づくり・健全な環境づくりの 3つの体系に整理・区分し、事業展開を図ってきました。
- この間、ボランティア、「いわて親子フェスティバル」等への参加者数が、順調に増えてきているほか、青少年の健全育成に関する取組はおおむね順調に推進してきました。
- しかし、令和元年10月から11月に団体会員を対象に実施したアンケートでは、県民会議の活動について、「成果を上げている」「どちらかと言えば成果を上げている」が全体の6割に上りますが、「どちらかと言えば成果が上がっていない」と判断した回答では、その理由として、「イベントや単発の研修はあるが、次代を担う人材を育成する継続的な取組がない」、「青少年団体との支援協力関係が弱まっており、県民会議の名に相応しい活動がない」が高い割合となっており、「青少年団体との連携」と「次代を担う人材の育成」が評価のポイントとなっていることがうかがえます。
- 今後、更に行政や関係団体、関係者との連携を密にしつつ、青少年育成活動がより効果的、総合的に推進されるよう、改めてこれまでの取組を検証するとともに、県民会議の役割を再確認し、その活動の活性化を図っていくことが求められます。

Ⅱ 県民会議の役割（果たすべき役割）

- 県民会議は、本県青少年育成団体の中核的存在として、定款の定めるところにより*、青少年の健全育成事業を展開してきました。
- 本県における青少年育成活動がより効果的、総合的に推進されるよう、県民会議の果たすべき役割を再確認し、その活動の活性化を図っていく必要があります。

1 県民会議の役割

(1) 関係団体とのネットワークの構築と拡充

- 青少年の育成・支援に係る活動は、行政や関係団体、関係者が連携を図りながら、重層的・総合的に実施されることが重要であり、そのために必要なネットワークの構築と拡充に努め、各団体等が情報の共有や相互の交流を深めていくための中核的な役割を担います。

(2) 関係団体との協働と支援の推進

- 県民会議として、各団体等との積極的な意見交換を重ねながら、連携・協働による効果的・総合的な事業実施に努めるほか、各団体や地域の活動の新たな担い手の育成をサポートするなど、青少年関係団体等において継続的・持続的な事業展開を可能とするために必要な支援を行います。

(3) 広域的・先導的な事業の実施

- 行政や各団体等と連携し、地域の枠を越えた幅広い交流体験事業等の実施を通じて、青少年が社会貢献や地域づくりへの関心や興味を深められるような広域的な事業の推進や、ネット依存など情報メディア対応の新たな事業、さらには社会生活に困難を有する子ども・若者への支援などの課題に対応した先導的な事業にも取り組みます。

(4) 県民に対する様々な情報発信

- 青少年の育成等に係る多様な情報を、家庭、学校、地域及び関係団体の様々な主体が共有し、それぞれの活動や行動に生かされるよう、行政、関係団体等から多方面にわたる情報を幅広く収集・分析し、県民や各関係団体等に対し情報発信していきます。

※ 定款に定める事業（第4条）：①青少年団体、青少年育成団体の育成と活動助長、②青少年育成地域活動の推進、③青少年の自立と社会参加活動の推進、④健全な環境づくりと非行防止の運動の推進、⑤明るい家庭づくり運動の推進、⑥青少年の国際理解と国際協力の推進、⑦青少年育成貢献者・団体の表彰、⑧青少年に関する相談、⑨青少年健全育成のための広報活動、⑩青少年健全育成施設の管理運営、⑪青少年健全育成に関する調査及び研究、⑫その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 県民運動推進上の課題

(1) 事業実施面の課題

① 青少年関係団体やNPO等多様で幅広いネットワークの構築

- 青少年を取り巻く環境が複雑でかつ厳しさを増す中、今後は、これまでの青少年関係団体等とのネットワークに加えて、社会生活に困難を抱える青少年の支援や子どもの貧困に関わるNPO等の多様な主体が参加する重層的なネットワークを構築し、昨今の青少年の多様なニーズに的確に対応していくことが求められています。

- このため、日頃から各団体等との意見・情報交換を重ね、相互の調整を図りながら、全体として連携のとれた効果的・総合的な事業展開が図られるよう取り組んでいくことが必要です。

② 県との連携の強化

- 県民会議が、多くの県民の理解と参加を得て、その活動を県民運動として展開していくためには、青少年関係団体等との連携強化、ネットワーク構築はもちろんのこと、県との連携を更に強化し、相互の協調を図りながら、事業を推進していくことが重要です。
- 特に、令和2年3月に新たな「いわて青少年育成プラン」が策定されたところであり、こうした県の施策の方向性を十分に把握し、それに呼応する形で一体的な事業展開を図っていくことが必要です。

(2) 組織運営上の課題

① 財政基盤強化

- 県民会議の財政基盤は、その約9割を県からの委託料、補助金によっており、将来的にも厳しい組織環境が見込まれます。
- 持続的な事業運営や必要な人材確保等を行うため、会員の拡大や協賛企業の募集等を通じて自主財源の確保に努めるとともに、青少年活動交流センターの継続的受託を確実にするなど、財政基盤の強化を図っていくことが必要です。

② 事務局体制の強化

- 時代の要請に的確に答えて健全育成活動を推進するためには、職員の意識改革や資質向上、勤務条件や職場環境の不断の改善などを進めることにより、事務局体制の強化を図っていくことが必要です。

Ⅲ 基本的考え方

1 基本目標（県民会議が目指すもの）

《次代を担う青少年の健やかな成長と社会的自立の達成》

- 「子どもは社会の宝であり、すべての人々にとって希望であり未来である。」
- 次代を担う青少年が、将来の夢やビジョンを描くことができる豊かな心を持ち、社会の中で自立した個人として、自らの責任で未来を切り開いていく強い心を持って、信頼と絆で結ばれた「家庭」と豊かな自然環境や多くの友人がいる「地域」で生まれながら、人間として成長し、日々の生活を生き生きと楽しむ姿こそ、青少年に関わるすべての人々の変わらぬ願いです。
- 青少年育成活動の目的は、青少年一人ひとりが自らの夢や可能性を、自身の力と社会との関わりの中で、自らが選択し実現できる、健全で自立した人間として成長していけるよう、互いに育み合い地域全体で支えていくことにあります。
- 県民会議は、人々の願いとこれまでの取組や成果を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえた必要な支援と環境の整備を図っていきます。

2 目標達成の重要な視点

○ 目標達成の重要な視点

《 「人」を育み 「地域」をつなぎ 「環境」を共に創る 》

県民会議はこの3つの視点を大切に、事業に取り組んでいきます。

- 青少年を取り巻く環境が厳しさを増す中、「青少年が健やかに成長し社会人として自立する」ためには、家庭、学校、地域及び関係団体、そして行政が、それぞれの立場から必要な育成・支援を進めるとともに、社会全体として支えていかなければなりません。
- そのため、それぞれの主体全てが目標を共有し、その実現に向けて、連携・協働・ネットワークに基づく県民運動として取り組み、将来を見据えた活動を全県的に展開していく必要があります。

※ 令和元年10月から11月に団体会員を対象に実施したアンケートでは、県民会議が活動を進めていくために求められるものとして、「関係団体との連携交流が深まるような活動を推進」「中長期の視点に基づく将来を見据えた活動を推進」が高い割合を占めており、両方で回答全体の6割を超えています。

IV 活動方針

1 活動の方向性

基本目標の実現に向け、「人」を育む 「地域」をつなぎ 「環境」を共に創る の3つの視点を活動の方向性、柱と位置づけ取り組みます。

また、事業運営に当たっては重点方針を定めて効果的で総合的な活動を展開するとともに、活動の基盤となる組織体制（財政基盤、事務局体制）の強化等を図ります。

2 事業運営の重点（活動の重点方針）

（1）多様なネットワークの構築と連携のとれた事業の展開

- これまでの青少年関係団体等とのネットワークをもとに、社会生活に困難を有する青少年を支援するNPOや子どもの貧困に関わるNPO等が加わる重層的なネットワークを構築していきます。
- そのため、それぞれの取組に関して相互の理解を深める機会を設けるほか、県民会議が各団体等と意見交換を重ねることを通じ、現在の青少年を取り巻く現状や課題に呼応した育成・支援のビジョンを共有し、多面的かつ連携のとれた事業展開が図られるよう取り組みます。

（2）青少年関係団体等に対する支援の取組

- 青少年関係団体や各地域が持続的・継続的な育成・支援の取組を進めるためには、その担い手の育成が不可欠であり、各団体等において指導的役割を担うことができる人材の育成を支援します。
- また、県民会議が有する情報収集機能や情報発信機能を更に強化し、青少年関係団体等に幅広く情報を提供して、情報共有を図るなど、青少年の育成に関わる団体等がその事業を円滑に進められるよう必要な支援の取組を進めます。

（3）青少年の社会参加を進める取組

- 次代の担い手となる青少年が、小さな年代から地域を越えた多様な交流等を体験することを通じ

て、幅広い視野に立った知見・見識や豊かなコミュニケーション能力を身に付けることができるよう広域的な取組を実施します。

- また、県民会議が実施する様々な事業において、その企画段階から若者がボランティアとして参加し、共に考え行動することを通じ、将来において社会的な意思決定過程や地域づくりに関わる活動への参加が図られるような取組を進めます。

(4) 先導的な事業や新たな課題への取組

- 中高生や若者の間で急速に広まるネット依存、ゲーム中毒の予防、ネットによる犯罪に巻き込まれる危険の防止と、情報ネットワークを有効に活用できるような情報メディア対応の事業に取り組み、その成果について各地域への普及啓発を図ります。
- また、「子ども・若者育成支援推進法」の指定支援機関として、「青少年なやみ相談室」の運営等を通じ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族に対し必要な支援を行う仕組とその充実強化に積極的に関わるなど、先導的な事業や新たな課題への取組を進めます。

(5) 健全で明るい家庭づくりへの取組

- 家庭は子どもが初めて出会う社会であり、人としての生き方の基本を培う大切な場であるなど、青少年の健やかな成長の基盤は家庭にあることから、それぞれの家庭におけるふれあいや対話の重要性について、改めて家族自らが考えその認識を深めるよう取組を進めます。
- 実施に当たっては、「いわて家庭の日」の普及拡大を基本に、県と全面的な連携のもとに学校や地域、協賛企業等の協力を得ながら、ワーク・ライフ・バランス推進の動きも考慮しつつ、様々な機会を積極的に活用して必要な取組を進めます。

3 活動を支える体制の整備（組織運営の重点）

- 会員、賛助会員の新規加入を促進するとともに、協賛企業の募集や外部団体の助成金などの積極的な導入に取り組み、収入の確保を図ります。
- また、事務事業の実施内容や事業費の支出状況を逐次点検し、適正な事業運営を行うとともに、事業運営費の支出の抑制・適正化を図ります。
- さらに、組織体制や勤務体制の見直し等に適宜取り組み、内部研修の開催、外部研修への派遣などを通じて、職員の意識改革、専門性の向上を図ります。

※ 令和元年10月から11月に団体会員を対象に実施したアンケートでは、県民会議が「今後どのような分野に重点をおいて活動すべきか」について、「将来の社会を担う人財の育成の推進」、「地域資源を活かし若者が地域に誇りを持てる活動の実施」が高い割合を占めており、次いで「社会生活上の困難を抱える若者支援の推進」、「多様なネットワークの構築と連携のとれた事業推進」、「家庭の大切さを再認識する取組の推進」の順となっています。

いわて家庭の日（コラム）

「いわて家庭の日」とは

家庭は子どもが初めて出会う社会であり、安らぎの場、そして人としての生き方の基本を培う大切な場です。子どもたちは、家庭生活を通して親や大人に囲まれ、生活習慣や自立心などを自然に身につけ、学びながら成長します。青少年の健やかな成長のために、家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼びかけ、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日、これが「いわて家庭の日」です。

【参考】「家庭の日」の起こり

「家庭の日」運動は、昭和 30 年に鹿児島県の鶴田町（現さつま町）という当時人口約 5,200 人の小さな町で生まれました。

当時は、巷では石原慎太郎の「太陽の季節」がベストセラーとなり、太陽族なる青春群像が見られた時代です。

そのような中で、鶴田町では、各集落の公民館長による研修が行われました。研修では、他の町村に出向き、公民館活動や地域の青少年活動を視察し、その実態を参考に今後の公民館活動の在り方の検討が行われました。

この視察研修を通じて提起されたのが、家同士のつながりは強い反面、家の中の家族の絆が薄れつつあるのではないか、これに何とか歯止めをかける方法はないか、という問題でした。

加えて、農業を主な産業とするこの町では、ゆっくり休むことすらできない農業従事者が多いことに気付かされ、「農休日」を設けてはという提案が起こりました。

この「家庭を大切にしたい」という思いと「農休日を設けては」という思いが重なり、「家庭の日」という、日本で初めての試みが産声をあげたのです。そして町をあげての運動へと盛り上がっていきました。

都道府県でいち早く「家庭の日」運動を提唱したのは秋田県で、昭和 40 年 1 月から毎月第 3 日曜日を「家庭の日」として、県下一斉の取組が進められています。現在、全国 47 都道府県で「家庭の日」を定めています。

各家庭での「家庭の日」は第 3 日曜日でなくともかまいません。それぞれの家庭で話し合い、子どもたちの誕生日を「家族の日」としたり、ご両親の結婚記念日を「家族の日」としてみんなで祝いすることでも、それが家族・親子のふれあいを深めるきっかけになれば良いのです。月 1 回の「家庭の日」を設けてみましょう。

V 活動方策（事業活動計画）

1 活動の進め方

(1) 「Ⅲ 基本的考え方」に掲げる“基本目標”を達成するため、「Ⅳ 活動方針」に基づきながら、具体的な方策として、公益社団法人認可を受けた事業体系である

①青少年育成支援、②自立と社会参加推進、③家庭づくり・健全な環境づくり

の3つの体系に整理・区分し、事業展開を図ります。

(2) 事業の実施に当たっては、現状と課題の十分な調査・分析、県の施策との整合を図りつつ、毎年度、その実施状況を検証して必要な見直しを行いながら、事業目標の達成を図ります。

(3) 県民会議の事業は、①県から委託されている「青少年活動交流センター」の事業（以下「センター事業」といいます。）及び②県民運動を担う法人自主事業（以下「法人事業」といいます。）に大別されます。いずれの事業も青少年の健全育成に不可欠、不可分であることから、今後もセンター事業を継続して受託し、県の青少年施策の動向を踏まえながら、青少年関係団体等との連携のもと、総合的な事業展開を図ります。

2 活動の内容（事業内容）

(1) 青少年育成支援

青少年の健全育成の推進を図るためには、県民会議が有する青少年関係団体等とのネットワークの拡充が重要であり、各団体等と意見交換を重ね、情報共有を図りながら、行政や関係団体、関係者との連携を更に強化します。加えて、青少年関係団体等に対し、人材育成への支援を行うとともに、青少年関係情報のデータベースを構築するなど、積極的な情報提供を行うほか、各団体が地域で実施する活動への助成を行うことで、青少年関係団体等の活動の活性化を図ります。

また、各事業への企画段階からの参加等を通じてボランティアの育成を進めることで、青少年の主体的な活動の促進につなげていきます。

事業	内容	備考
青少年育成セミナー開催事業（青少年関係団体意見・情報交換会、研修会）	青少年関係団体やNPO等との連携の強化を図るため、定期的な意見・情報交換の場を設けるとともに、青少年をめぐる様々な課題に関する講演会等を開催します。 さらに、各団体等を直接訪問し、現状と課題の把握や、様々な問題について意見交換を重ねるなど、相互理解の促進と情報の共有を進めます。	法人事業
青少年育成地域活動支援事業	地域における青少年育成活動の活性化及び親の世代の子育て意識・教育力の向上を図るため、地域での青少年を対象とする体験・交流活動や青少年育成をテーマとする研修会等への助成を行います。	〃
青少年育成指導者研修事業	青少年関係団体等のメンバーの資質向上を図るとともに、将来の各団体等の担い手となる人材の育成を支援するため、セミナーの開催や内閣府主催のブロック研修、中央研修等への派遣等を行います。	〃
青少年育成講師等派遣事業	地域における青少年育成活動の活性化及び親の世代の子育て意識・教育力の向上を図るため、健全育成や親子・家庭をテーマとする研修会の企画・実施への支援（講師派遣、企画提案等）を行います。	〃

事業	内容	備考
青少年育成貢献団体・貢献者表彰事業	<p>青少年の育成には継続的に活動に携わる指導者、実践者が不可欠であり、その活動を奨励し、県民に広く周知することで、育成活動の活発化が期待できることから、県内各地で優れた活動を行っている団体・個人に会長表彰を行います。</p>	法人事業
青少年ボランティア活動促進事業	<p>若者の主体的活動の促進や将来の青少年育成活動の担い手の育成を図るため、年間を通じて青少年ボランティアを募集するほか、希望塾の青年サポーターやセンター事業へのボランティア参加者を募集し、企画段階から事業に参画すること等により、事業を通じたボランティアに関する研修の実施やボランティア活動等に関する情報提供等を行うとともに、相互に交流する場を設けることなどにより、ボランティアの育成と活動の活発化を促進します。</p>	法人事業 センター事業
青少年健全育成広報事業	<p>ア 一般広報事業</p> <p>県民に対する青少年健全育成活動の意識啓発を図り、県民運動として活動を推進していくため、各種事業の実施状況や青少年育成活動の先進的事例など様々な情報について、積極的に情報発信します。</p> <p>① インターネットによる広報（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック）</p> <p>② 広報紙「青少年いわて」の発行（年2回）</p> <p>③ 広報用リーフレットの配布</p> <p>④ 「いわて家庭の日」啓発用グッズ等の配布</p> <p>イ データベース事業</p> <p>青少年に関わる情報について、県や市町村、青少年関係団体等が常に最新の情報を共有し、相互に連携のとれた事業展開がなされるよう、健全育成、保健福祉、教育、非行防止等の各部門が保有する情報を一括して収集、整理・分類等を行い、センターのホームページを通じて、青少年関係情報の総合的な提供を行います。</p>	〃 〃
青少年調査・研究事業	<p>青少年育成活動を効果的・効率的に実施するためには、青少年をめぐる現状と課題を常に的確に把握して事業の企画・実施に反映させることが必要であり、青少年育成活動実践者へのインタビュー、青少年関係団体や保護者、地域へのアンケート、全国の青少年関係団体の活動状況の調査などを行い、その結果を分析して報告書として取りまとめます。</p> <p>テーマとしては、厳しい社会経済情勢が続く中、不登校・ひきこもり・ニートや発達障害、虐待やいじめ、さらには子どもの貧困など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題が深刻化しており、「子ども若者育成支援推進法」の指定支援機関として、「子ども・若者支援」の推進に資するため、支援を要する青少年の現状と支援方策について調査研究を行い、その実態について理解を深めるとともに、今後において県民会議が担うべき役割等について検討を行います。</p>	法人事業

(2) 自立と社会参加促進

次代を担う青少年の自立と社会参加を推進するため、社会人としての基礎的能力の習得や地域づくり等への意識・意欲の向上を図るための研修・講座等を開催するほか、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の現状に対する理解が深まり、その自立や支援が進むよう、普及・啓発などの取組を行います。

また、青少年やその家族等を対象とする「青少年なやみ相談室」において、多様な相談内容に迅速・的確に対応して、青少年の健やかな成長をサポートします。

事業	内容	備考
わたしの主張岩手県大会開催事業	<p>次代を担う中学生が地域社会との「かかわり」や「つながり」について考え、行動する契機とするとともに、多くの大人が中学生の考え方や行動に対する理解を深める機会として、県内 16 地区で行われる地区大会の代表者及び開催地推薦生徒の 18 名により、未来に向けての夢や社会に対しての意見・希望、あるいは日常生活の中で感じたことなどを発表する県大会を開催します。</p> <p>なお、開催は「わたしの主張岩手県大会実行委員会」（岩手県、岩手県教育委員会、岩手県警察本部、岩手日報社、岩手県中学校文化連盟、岩手県防犯協会連合会、県民会議）を実施主体として行います。</p>	法人事業
いわて希望塾事業	<p>次代を担う中学生が、地域の枠を越えた多様な交流・体験を行うことを通じ、豊かなコミュニケーション能力やリーダーシップを身に付けるとともに、地域づくりや社会貢献等に関する興味や関心を高める機会として、県内各地から集まった中学生が、塾長である知事の講話や社会の第一線で活躍する著名人との対話のほか、岩手の未来を考え提言するグループワーク等を行う宿泊研修を実施します。</p> <p>なお、実施に当たっては、塾生を指導・助言する青年サポーターを募集し、企画段階から事業に参画することを通じて若者の主体的な活動や社会参加の促進にもつなげます。</p> <p>開催地については、震災からの「復興」が進む沿岸地域とし、現地の生の声にふれる研修を通じて、震災に関する理解を深め、震災を風化させることなく、「復興」を担おうとする心豊かな人材の育成に取り組みます。</p>	センター事業
青少年体験講座事業	<p>青少年の職業観や社会性を養うため、職場見学や職業体験、高齢者等との異世代間交流、親子での調理・家事体験その他の体験活動を内容とする研修を行います。なお、実施に当たっては青少年ボランティアの参加を得て進めます。</p>	〃

事業	内容	備考
国際交流シンポジウム事業（国際理解・協力推進事業）	青少年が国際的視野と国際協調の精神を身に付けることが広く求められているところであり、関係団体との連携のもと、県内に在住する外国青年（留学生等）をスピーカーとして、自国の事情や生活文化の紹介、日本で暮らす印象などを語るフォーラムの開催と参加者との交流会を実施し、国際化に対応した青少年の育成を進めます。	センター事業
情報メディア対応促進事業	青少年のインターネットやスマートフォンの利用が増える中、有害情報によるトラブルやネット上の誹謗・中傷・いじめ、ネット依存・ネット中毒など、青少年の健全育成上見逃せない問題が多く生じていることから、情報メディアの正しく安全な利用について普及（情報メディア対応力養成講座、出前講座等）・啓発活動を進めます。	〃
社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援について、専門家による実例を踏まえた講演や支援団体代表等による実践研修などを内容とする公開講座を開催し、現実の様々なケースについて学ぶことを通じ、そうした子ども・若者への対応能力の向上を図るなど、『子ども・若者育成支援推進法』の「指定支援機関」として、今後の「子ども・若者支援」に係る体制の充実強化と県民への啓発を進めます。	法人事業 センター事業
相談事業	<p>青少年やその家族が抱える様々な問題の解決に資するため、相談事業に取り組むとともに、『子ども・若者育成支援推進法』の「総合相談センター」として、県内の各相談機関とのネットワークの充実と連携の強化を図ります。</p> <p>①「青少年なやみ相談室」の運営 多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、経験豊富な相談員を配置し、電話、面接、メールにより相談に応じます。</p> <p>②「青少年相談事例検討会」の開催 他機関の相談員の参加のもと、情報共有、相談スキルの向上を図るとともに、相互の連携・協力を進めることにより、相談事案への適切な対処がなされるよう、事例検討会を開催します。</p>	センター事業

(3) 家庭づくり・健全な環境づくり

青少年の健全な育成・成長の第一義的な責任は家庭・保護者にあり、青少年の健やかな成長の基盤である「家庭」における親子のふれあいや対話の重要性について、親等の認識・気づきを促し、家庭の大切さを呼びかける啓発活動の普及拡大に取り組むとともに、子育てに関するセミナーや親子のふれあいや対話を深めるフェスティバルを開催するなど、健全で明るい家庭づくりを推進します。

また、青少年が非行や未成年者喫煙等に陥らないよう、健全育成の環境づくりを行います。

事業	内容	備考
いわて親子・家庭フォーラム事業	青少年の健全な育成・成長の第一義的な責任は、家庭・保護者にあり、家庭における対話やふれあいの重要性について親等の理解を深めるとともに、子育てに対する地域の支援が重要であることから、地域全体で子育てを行う機運の醸成を図ります。	センター事業
「子ども・家庭・地域に関する交流セミナー」	子育て中の保護者が、子どもの発達段階に応じた子育てに対し理解を深めることにより、家庭の養育力の向上を図るとともに、地域全体で子育てを行う機運を醸成し、地域の教育力を高めるため、他機関・団体等との連携・共催により、地域の課題についての講演等を行うセミナーを開催します。	
「いわて親子フェスティバル」	<p>青少年の健やかな成長の基盤である「家庭」における親子のふれあいや対話を深める機会とするとともに、世代間の交流、ボランティアの育成、参加団体の連携交流を図ることを目的に、家族や親子で楽しめるフェスティバルを開催します。</p> <p>実施にあたっては、アイーナ全体を会場に、「アイーナで一日中遊ぼう」をコンセプトとして、次の事項に配慮しながら実施します。</p> <p>① 開催日はアイーナ「復興バザー」と同日とし、子どもたちの「復興」に対する関心を高めます。</p> <p>② アイーナ入居団体や県民会議の関係団体等との連携を図り、それぞれの特色を生かした共催事業等の実施に取り組みます。</p> <p>③ 青少年ボランティアが企画段階から参画し、企画から当日の運営まで担うことを通じ、若者の主体的な活動や社会参加の促進を図ります。</p>	
「いわて家庭の日」普及拡大事業	<p>家庭は子どもが初めて出会う社会であり、人としての生き方の基本を培う大切な場であるなど、青少年の健やかな成長の基盤は家庭にあることから、県民会議では毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」と定め、県、県教委及び県警本部とともに、それぞれの家庭におけるふれあいや対話の重要性について、改めて家族自らが考えその認識を深めるよう、県民運動として取り組んでいます。</p> <p>この取組の更なる普及拡大を図るため、県と全面的な</p>	法人事業 センター事業

事業	内容	備考
	<p>連携を図りつつ、学校や地域、協賛企業の協力を得ながら、特に、事業所等への働きかけを強化するよう、新しい生活や働き方スタイルも考慮しつつ、様々な機会を積極的に活用して必要な取組を進めます。</p> <p>なお、実施にあたっては、現代にあっては、子どもたちを健やかに育む環境の整備や全ての若者を支え育む支援体制の拡充が家庭の安定と家族のふれあいや対話の前提となることから、働き方改革や人づくり革命に関係づけるなど、国、県の関係機関や各種団体と協力しながら、その推進に関わりつつ、一体的な展開を進めることにより、「家庭の日」の意義が県民により分かりやすいものとなるよう取り組みます。</p> <p>① ホームページによる広報</p> <p>② 電子版「いわて家庭の日カレンダー」の配布</p> <p>③ 「いわて家庭の日」絵画・ポスターコンクール</p> <p>④ 学校、PTA、町内会等と連携した広報 学校、PTA、町内会等の協力を得て、各家庭に直接届く形での普及啓発を重点的かつ継続的に行います。</p> <p>⑤ 企業・事業所に対する方策 「家庭の日」の趣旨に賛同し、普及啓発に協力してもらう企業と、共同でキャンペーンやイベント等を行うほか、社内報などでの「家庭の日」の推奨や親子のふれあいが進む職場の環境づくりを進めてもらうよう働きかけます。</p> <p>⑥ 各種メディアへの働きかけ 県民に親しまれるようなロゴマークを様々な場面で活用し、「家庭の日」がより身近なものとなるよう、各種メディアに積極的に働きかけます。</p>	
親子ふれあい広場「観武ヶ原まつり」事業	親子のふれあいや地域のふれあいを深めることを目的で、青少年会館のある盛岡市みたけ地区において、地域住民、子ども会、青少年育成団体等により開催される「観武ヶ原まつり」に参加します。	法人事業
非行・被害防止県民大会開催等事業	<p>関係機関・団体等との協力・連携のもと、非行防止意識の高揚及び有害環境への適切な対応を図るなど、青少年の非行・被害防止のための取組を進めます。</p> <p>① 青少年を非行・被害から守る県民大会 「社会を明るくする運動岩手県推進委員会」(事務局：盛岡保護観察所)との共催により、講演、意見発表、大会決議等で構成する県民大会を開催します。</p> <p>② 青少年の非行・被害防止県民運動の実施 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月1日～31日)に呼応し、各関係機関、団体や地域住民の活動と協調し、青少年の非行・被害の防止活動を進めます。また、万引防止対策に取り組むなど、関係機関・団体と協力して非行防止運動を推進します。</p>	〃

事業	内容	備考
災害復興支援事業	東日本大震災津波の被災者支援、県民とアイーナとの絆づくりを目的に、青少年関係団体のメンバーや青少年ボランティアの参加を得て、アイーナ連携事業として「復興バザー」を共催実施します。	センター事業

VI 活動体制の整備（目標実現のための推進力）

円滑で安定的な事業運営を行い持続的な事業展開を図るため、活動を推進する基盤となる組織体制の整備、強化に取り組みます。

1 財政基盤の強化

将来的にも厳しい組織環境が見込まれることから、円滑な事業運営や必要な人材確保等を行うため、財政基盤の強化を図っていくことが必要です。

(1) 支出の抑制

- 事務事業の実施内容や事業費の支出状況を逐次点検し、適正な事業運営を行うとともに、職員の意識改革や職務体制の見直しを適宜行い、事業運営費の支出の抑制を図ります。

(2) 収入の確保

- 会員の新規加入を促進するとともに、協賛広告の掲載や外部団体の助成金などの外部資金の積極的な導入に取り組み、収入の確保を図ります。

ア 会員の拡大

- 企業や団体に対し、青少年の健全育成活動の重要性についての理解の促進を図るとともに、公益法人に対する優遇税制について周知するほか、事業の共同実施者や参加者等への会員加入の働きかけを行うなど、正会員及び賛助会員の加入促進に努めます。

イ 協賛企業の募集等

- 企業や団体に対し、ホームページや広報紙、印刷物への企業広告の掲載の働きかけを行います。また、助成団体、企業等における各種助成制度の積極的な活用に努めます。

2 事務局体制の強化（組織運営の適正化、職員的能力向上等）

青少年を取り巻く環境が複雑かつ厳しさが増す中、時代の要請に的確に応えて健全育成活動を推進するためには、事務局体制の強化を図っていくことが必要です。

(1) 職員の意識改革と資質向上

- 限られた職員体制の中、計画に定める事業を確実に遂行し、その結果を検証して、次へつないでいくためには、職員の意識改革と資質の向上が必要であり、内部研修の開催、外部研修への派遣などを通じて、職員の専門性の向上を図ります。

(2) 情報の共有とコンプライアンスの徹底

- 全職員が、常に共通の目標や認識を持ち、会員、関係団体含め広く県民の信頼を得て事業を遂行できるよう、日頃から情報の共有と、法令や規範の遵守の徹底に配慮します。

(3) 勤務条件の改善等

- 職員が責任と自覚をもって業務に携わるよう、働き方改革の動きに即して、任用や勤務体制の見直しなど、勤務条件の改善に努め、雇用環境の安定を図ります。

3 県等との連携の強化

- 県民会議が、県民の理解と参加を得て、その活動を県民運動として展開していくため、NPOやボランティアを含む多様な主体とのネットワークの構築はもちろんのこと、県との連携を更に強化し、相互の信頼と協調のもと、事業を推進します。
- 青少年活動交流センターの運営を確実に行うとともに、令和2年3月に策定された新たな「いわて青少年育成プラン」に掲げる取組の推進等、県の施策の方向性を十分に把握し、それに呼応する形で一体的な事業展開を図っていきます。
- また、各地域の育成活動の中核的団体である市町村民会議とは、顔の見える関係づくりを心掛け、情報共有や支援を推進（共催、活動支援、情報発信、助成金事業など）しながら、更に連携を強めていくことで、相互の活動の活性化を図っていきます。
- 加えて、本県には、独自の取組として長い歴史を有する「教育振興運動」があり、岩手のひとつぐりという観点から、相互に連携のとれた運動の展開を図っていきます。

4 事業評価の徹底

- 事業の実施については、PDCAサイクルにより十分な検証・評価を行い、必要な事業を適正かつ効果的・効率的に推進します。
- このため、理事会、役員会において事業の実施状況や成果を報告、その検討結果等を踏まえて事業内容の見直しを行う等翌年度の事業計画に生かします。
- また、外部の専門的かつ客観的な評価が重要であることから、センター業務の事業評価を行う「青少年活動交流センター運営協議会」を活用することなどにより、全体として事業評価の充実を図ります。

「いわての教育振興運動」(コラム)

- ◇ 教育振興運動は、学校、家庭、住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む岩手県独自の教育運動です。
- ◇ 昭和40年に、県内各地で地域をあげて学力向上のための取組(読書運動など)を行ったのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、岩手県の教育環境の整備充実に大きな役割を果たしています。

【運動の特徴】

- ◇ 子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携して進める運動です。
- ◇ 地域が抱える子どもたちの教育課題を地域単位で人々が話し合い、運動の計画を立て、地域の特色を生かして自主的に解決しようとする実践的運動です。
- ◇ 子どもや親の自発的な取組に加え、多くの大人が子どもたちにかかわり、地域全体で子どもたちをはぐくもうとするところに特色があります。
- ◇ 「教育振興運動」は岩手の大切な財産。岩手県が全国に誇る「岩手らしさ」です。今、全国の都道府県では、学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちをはぐくむための運動を進めていますが、岩手県には、「教育振興運動」で培った「地域全体が協力して子どもを育てる」という環境がすでに整っています。
- ◇ 県では、より多くの皆さんに教育振興運動への関心を持っていただき、参加していただくことによって、「子どもは地域全体ではぐくむ」という気運を高め、21世紀の希望郷いわてを担う青少年を育成していきたいと考えています。



出典：「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」

《参考資料》

資料1：公益社団法人岩手県青少年育成県民会議役員名簿

資料2：青少年育成県民会議の今後の在り方に関するアンケート結果